資料

第1表 年齢3区分別人口及び割合

第1表 年齢3区分別人口及び割合 (単位：1,000人，%)

	総数								男								女							
	総数		0～14歳		15～64		65～		総数		0～14歳		15～64		65～		総数		0～14歳		15～64		65～	
	実数	構成割合	実数	構成割合	実数	構成割合	実数	構成割合	実数	構成割合	実数	構成割合	実数	構成割合	実数	構成割合	実数	構成割合	実数	構成割合	実数	構成割合	実数	構成割合
34年	92,973	100.0	28,109	30.2	59,656	64.2	5,209	5.6	45,709	100.0	14,351	31.4	29,106	63.7	2,251	4.9	47,265	100.0	13,757	29.1	30,550	64.6	2,957	6.3
35	93,419	100.0	28,067	30.0	60,002	64.2	5,350	5.7	45,878	100.0	14,335	31.2	29,219	63.7	2,323	5.1	47,541	100.0	13,731	28.9	30,783	64.7	3,027	6.4
36	94,285	100.0	28,067	29.8	60,718	64.4	5,503	5.8	46,304	100.0	14,337	31.0	29,572	63.9	2,396	5.2	47,980	100.0	13,730	28.6	31,143	64.9	3,107	6.5
37	95,178	100.0	27,274	28.7	62,261	65.4	5,642	5.9	46,744	100.0	13,935	29.8	30,349	64.9	2,460	5.3	48,434	100.0	13,340	27.5	31,912	65.9	3,182	6.6
38	96,156	100.0	26,416	27.5	63,903	66.5	5,836	6.1	47,230	100.0	13,501	28.6	31,178	66.0	2,551	5.4	48,925	100.0	12,915	26.4	32,725	66.9	3,285	6.7
39	97,186	100.0	25,590	26.3	65,580	67.5	6,016	6.2	47,744	100.0	13,085	27.4	32,023	67.1	2,636	5.5	49,443	100.0	12,506	25.3	33,557	67.9	3,380	6.8
40	98,275	100.0	25,166	25.6	66,928	68.1	6,181	6.3	48,244	100.0	12,815	26.6	32,709	67.8	2,721	5.6	50,031	100.0	12,351	24.7	34,219	68.4	3,460	6.9
41	99,054	100.0	24,521	24.8	68,112	68.8	6,420	6.5	48,626	100.0	12,492	25.7	33,303	68.5	2,831	5.8	50,427	100.0	12,029	23.9	34,809	69.0	3,589	7.1
42	100,243	100.0	24,416	24.4	69,161	69.0	6,666	6.6	49,219	100.0	12,448	25.3	33,830	68.7	2,941	6.0	51,024	100.0	11,968	23.5	35,331	69.2	3,725	7.3
43	101,408	100.0	24,422	24.1	70,086	69.1	6,899	6.8	49,802	100.0	12,465	25.0	34,294	68.9	3,043	6.1	51,605	100.0	11,957	23.2	35,793	69.4	3,856	7.5
44	102,648	100.0	24,601	24.0	70,938	69.1	7,109	6.9	50,431	100.0	12,569	24.9	34,729	68.9	3,134	6.2	52,216	100.0	12,032	23.0	36,209	69.3	3,975	7.6
45	103,720	100.0	24,823	23.9	71,566	69.0	7,331	7.1	50,918	100.0	12,691	24.9	35,004	68.7	3,223	6.3	52,802	100.0	12,133	23.0	36,562	69.2	4,108	7.8
46	105,014	100.0	25,169	24.0	72,321	68.9	7,524	7.4	51,529	100.0	12,876	25.0	35,351	68.6	3,302	6.4	53,485	100.0	12,293	23.0	36,969	69.1	4,222	7.9
47	107,332	100.0	25,970	24.2	73,483	68.5	7,879	7.3	52,639	100.0	13,294	25.3	35,900	68.2	3,445	6.5	54,692	100.0	12,677	23.2	37,583	68.7	4,434	8.1
48	108,710	100.0	26,447	24.3	74,104	68.2	8,160	7.5	53,331	100.0	13,545	25.4	36,226	67.9	3,560	6.7	55,379	100.0	12,901	23.3	37,877	68.4	4,600	8.3
49	110,049	100.0	26,850	24.4	74,743	67.9	8,456	7.7	54,010	100.0	13,701	25.5	36,573	67.7	3,675	6.8	56,039	100.0	13,090	23.4	38,170	68.1	4,781	8.5
50	111,940	100.0	27,221	24.3	75,807	67.7	8,865	8.0	55,091	100.0	13,945	25.3	37,274	67.7	3,838	7.0	56,849	100.0	13,273	23.3	38,533	67.8	5,028	8.8
51	113,089	100.0	27,492	24.3	76,395	67.6	9,201	8.1	55,665	100.0	14,092	25.3	37,603	67.6	3,964	7.1	57,423	100.0	13,401	23.3	38,790	67.6	5,234	9.1
52	114,154	100.0	27,650	24.2	76,944	67.4	9,561	8.4	56,199	100.0	14,178	25.2	37,916	67.5	4,101	7.3	57,956	100.0	13,472	23.2	39,028	67.3	5,459	9.4
53	115,174	100.0	27,708	24.1	77,548	67.3	9,921	8.6	56,704	100.0	14,210	25.1	38,257	67.5	4,238	7.5	58,470	100.0	13,499	23.1	39,291	67.2	5,681	9.7

資料：総理府統計局「全国年齢別人口の推計」但し，35，40，45，50年は「国勢調査」
(注) 1. 各年10月1日現在。なお，47年以後は沖縄県を含む。2. 50年は，年齢不詳を含むため，総数は一致しない。
3. 総数は，四捨五入のため，総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

第2表 年齢3区分別将来推計人口

第2表 年齢3区分別将来推計人口 (単位：1,000人)

	総数				男				女			
	総数	0～14歳	15～64	65～	総数	0～14歳	15～64	65～	総数	0～14歳	15～64	65～
55年	117,563	28,229	78,898	10,436	57,927	14,459	39,065	4,403	59,636	13,770	39,833	6,032
60	122,333	28,014	82,410	11,909	60,313	14,358	41,076	4,879	62,020	13,656	41,333	7,031
65	126,280	26,482	85,889	13,909	62,296	13,595	43,074	5,627	63,984	12,887	42,815	8,282
70	130,065	26,148	87,414	16,503	64,216	13,424	43,910	6,882	65,849	12,723	43,504	9,621
75	133,676	26,953	87,662	19,061	66,063	13,838	44,087	8,138	67,613	13,115	43,575	10,924
80	136,473	27,990	87,399	21,084	67,492	14,370	44,027	9,096	68,981	13,619	43,373	11,989
85	138,102	28,000	87,006	23,096	68,321	14,375	43,928	10,017	69,781	13,624	43,078	13,079
90	138,724	27,135	85,876	25,713	68,630	13,931	43,455	11,244	70,094	13,204	42,422	14,469
95	139,067	26,634	86,275	26,158	68,811	13,674	43,749	11,388	70,256	12,960	42,525	14,771
100	139,491	26,996	87,223	25,272	69,065	13,860	44,236	10,969	70,425	13,136	42,987	14,302
125	140,013	27,149	87,519	25,345	69,559	13,939	44,432	11,188	70,454	13,210	43,087	14,157

資料：厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口(51年11月推計)」
(注) 各年10月1日現在

第3表 人口動態の推移

第3表 人口動態の推移

	人口	出生		死亡		自然増加		乳児死亡		周産期死亡		死産		婚姻		離婚	
		実数	率(人口1,000対)	実数	率(人口1,000対)	実数	率(人口1,000対)	実数	率(出生1,000対)	実数	率(出生1,000対)	実数	率(出産1,000対)	実数	率(人口1,000対)	実数	率(人口1,000対)
26年	84,573,000	2,137,689	25.3	838,998	9.9	1,298,691	15.4	122,869	57.5	99,865	46.7	217,231	92.2	671,905	7.9	82,331	0.97
27	85,852,000	2,005,162	23.4	765,068	8.9	1,240,094	14.4	99,114	49.4	91,527	45.6	203,824	92.3	676,995	7.9	79,021	0.92
28	87,033,000	1,868,040	21.5	772,547	8.9	1,095,493	12.6	91,424	48.9	85,932	46.0	193,274	93.8	682,077	7.8	75,255	0.86
29	88,293,000	1,769,580	20.0	721,491	8.2	1,048,089	11.9	78,944	44.6	79,776	45.1	187,119	95.6	697,809	7.9	76,759	0.87
30	89,275,529	1,730,692	19.4	693,523	7.8	1,037,169	11.6	68,801	39.8	75,918	43.9	183,265	95.8	714,861	8.0	75,267	0.84
31	90,259,000	1,665,278	18.4	724,460	8.0	940,818	10.4	67,691	40.6	75,706	45.5	179,007	97.1	715,934	7.9	72,040	0.80
32	91,088,000	1,566,713	17.2	752,445	8.3	814,268	8.9	62,678	40.0	70,502	45.0	176,353	101.2	773,362	8.5	71,651	0.79
33	92,010,000	1,653,469	18.0	684,189	7.4	969,280	10.5	57,052	34.5	72,625	43.9	185,148	100.7	826,902	9.0	74,004	0.80
34	92,971,000	1,626,088	17.5	689,959	7.4	936,129	10.1	54,768	33.7	69,912	43.0	181,893	100.6	847,135	9.1	72,455	0.78
35	93,418,501	1,606,041	17.2	706,599	7.6	899,442	9.6	49,293	30.7	66,552	41.4	179,281	100.4	866,115	9.3	69,410	0.74
36	94,285,000	1,589,372	16.9	695,644	7.4	893,728	9.5	45,465	28.6	65,063	40.9	179,895	101.7	890,158	9.4	69,323	0.74
37	95,178,000	1,618,616	17.0	710,265	7.5	908,351	9.5	42,797	26.4	62,650	38.7	177,363	98.8	928,341	9.8	71,394	0.75
38	96,156,000	1,659,521	17.3	670,770	7.0	988,751	10.3	38,442	23.2	60,049	36.2	175,424	95.6	937,516	9.7	69,996	0.73
39	97,186,000	1,716,761	17.7	673,067	6.9	1,043,694	10.7	34,967	20.4	56,827	33.1	168,046	89.2	963,130	9.9	72,306	0.74
40	98,274,961	1,823,697	18.6	700,438	7.1	1,123,259	11.4	33,742	18.5	54,904	30.1	161,617	81.4	954,852	9.7	77,195	0.79
41	99,056,000	1,360,974	13.7	670,342	6.8	690,632	7.0	26,217	19.3	42,583	31.3	148,248	98.2	940,120	9.5	79,432	0.80
42	99,637,000	1,935,647	19.4	675,006	6.8	1,260,641	12.7	28,928	14.9	50,846	26.3	149,389	71.6	953,096	9.6	83,478	0.8
43	100,794,000	1,871,839	18.6	686,555	6.8	1,185,284	11.8	28,600	15.3	45,921	24.5	143,259	71.1	956,312	9.5	87,327	0.8
44	102,022,000	1,889,815	18.5	693,787	6.8	1,196,028	11.7	26,874	14.2	43,419	23.0	139,211	68.6	984,142	9.6	91,280	0.8
45	103,119,447	1,934,239	18.8	712,962	6.9	1,221,277	11.8	25,412	13.1	41,917	21.7	135,095	65.3	1,029,405	10.0	95,937	0.93
46	104,345,000	2,000,973	19.2	684,521	6.6	1,316,452	12.6	24,805	12.4	40,900	20.4	130,920	61.4	1,091,229	10.5	103,595	0.99
47	105,742,000	2,038,682	19.3	683,751	6.5	1,354,931	12.8	23,773	11.7	38,754	19.0	125,154	57.8	1,099,984	10.4	108,382	1.02
48	108,079,000	2,091,983	19.4	709,416	6.6	1,382,567	12.8	23,683	11.3	37,598	18.0	116,171	52.6	1,071,923	9.9	111,877	1.04
49	109,410,000	2,029,989	18.6	710,510	6.5	1,319,479	12.1	21,887	10.8	34,383	16.9	109,738	51.3	1,000,455	9.1	113,622	1.04
50	111,274,700	1,901,440	17.1	702,275	6.3	1,199,165	10.8	19,103	10.0	30,513	16.0	101,862	50.8	941,628	8.5	119,135	1.07
51	112,420,000	1,832,617	16.3	703,270	6.3	1,129,347	10.0	17,105	9.3	24,133	14.8	101,930	52.7	871,543	7.8	124,512	1.11
52	113,499,000	1,755,100	15.5	690,074	6.1	1,065,026	9.4	15,666	8.9	24,708	14.1	95,247	51.5	821,029	7.2	129,485	1.14
53	114,511,000	1,708,643	14.9	695,821	6.1	1,012,822	8.8	14,327	8.4	22,217	13.0	87,463	48.7	793,257	6.9	132,146	1.15

資料：厚生省統計情報部「人口動態統計」
(注) 1. 41年以前は総人口，42年以降は日本人人口である。
2. 48年以降は沖縄県を含む。

第4表 死因順位の変動

第4表 死因順位の変動

	第1位			第2位			第3位			第4位			第5位		
	死因	百分率	人口10万対死亡率	死因	百分率	人口10万対死亡率	死因	百分率	人口10万対死亡率	死因	百分率	人口10万対死亡率	死因	百分率	人口10万対死亡率
明治33年	肺炎・気管支炎	10.9	226.1	全結核	7.9	163.7	脳血管疾患	7.7	159.2	胃腸炎	6.4	133.8	老衰	6.3	131.0
43	〃	12.1	262.0	〃	10.6	230.2	胃腸炎	9.9	213.4	脳血管疾患	6.1	131.9	〃	5.6	120.2
大正9	〃	16.1	408.0	胃腸炎	10.0	254.2	全結核	8.8	223.7	インフルエンザ	7.6	193.7	脳血管疾患	6.2	157.6
昭和5	胃腸炎	12.2	221.4	肺炎・気管支炎	11.0	200.1	〃	10.2	185.6	脳血管疾患	9.0	162.8	老衰	6.5	118.8
15	全結核	12.9	212.9	〃	11.3	185.8	脳血管疾患	10.8	177.7	胃腸炎	9.7	159.2	〃	7.5	124.5
22	〃	12.8	187.2	〃	12.0	174.8	胃腸炎	9.4	136.8	脳血管疾患	8.9	129.4	〃	6.9	100.3
25	〃	13.5	146.4	脳血管疾患	11.7	127.1	肺炎・気管支炎	8.6	93.2	胃腸炎	7.6	82.4	悪性新生物	7.1	77.4
30	脳血管疾患	17.5	136.1	悪性新生物	11.2	87.1	老衰	8.6	67.1	心疾患	7.8	60.9	全結核	6.7	52.3
33	〃	20.0	148.6	〃	12.8	95.5	心疾患	8.7	64.8	老衰	7.5	55.5	肺炎・気管支炎	6.4	47.6
34	〃	20.7	153.7	〃	13.2	98.2	〃	9.1	67.7	〃	7.6	56.7	〃	6.1	45.2
35	〃	21.2	160.7	〃	13.3	100.4	〃	9.7	73.2	〃	7.7	58.0	〃	6.5	49.3
36	〃	22.4	165.4	〃	13.9	102.3	〃	9.8	72.1	〃	7.9	58.2	不慮の事故	6.0	44.1
37	〃	22.7	169.4	〃	13.8	103.2	〃	10.2	76.2	〃	7.7	57.5	肺炎・気管支炎	6.0	45.0
38	〃	24.6	171.4	〃	15.1	105.5	〃	10.1	70.4	〃	7.2	50.4	不慮の事故	5.9	41.3
39	〃	24.8	171.7	〃	15.5	107.3	〃	10.2	70.3	〃	7.0	48.4	〃	6.0	41.6
40	〃	24.7	175.8	〃	15.2	108.4	〃	10.8	77.0	〃	7.0	50.0	〃	5.7	40.9
41	〃	25.7	173.8	〃	16.4	110.9	〃	10.6	71.9	〃	6.6	44.6	〃	6.3	43.0
42	〃	25.5	173.1	〃	16.7	113.0	〃	11.2	75.7	〃	6.4	43.3	〃	6.2	41.9
43	〃	25.5	173.5	〃	16.8	114.6	〃	11.8	80.2	不慮の事故	5.9	40.2	老衰	5.8	39.4
44	〃	25.6	174.4	〃	17.1	116.2	〃	12.0	81.7	〃	6.2	42.2	〃	5.5	37
45	〃	25.4	175.8	〃	16.8	116.3	〃	12.5	86.7	〃	6.1	42.5	〃	5.5	36
46	〃	25.9	169.6	〃	17.9	117.7	〃	12.5	82.0	〃	6.2	40.7	〃	5.2	34
47	〃	25.8	166.7	〃	18.6	120.4	〃	12.6	81.2	〃	6.2	40.1	〃	4.8	30
48	〃	25.4	166.9	〃	18.5	121.2	〃	13.3	87.3	〃	5.7	37.2	肺炎・気管支炎	4.8	31.
49	〃	25.1	163.0	〃	18.8	122.2	〃	13.8	89.8	〃	5.1	33.0	〃	5.0	32.6
50	〃	24.8	156.7	〃	19.4	122.6	〃	14.1	89.2	肺炎・気管支炎	5.3	33.7	不慮の事故	4.8	30.3
51	〃	24.7	154.5	〃	20.0	125.3	〃	14.7	92.2	〃	5.2	32.6	〃	4.5	28.0
52	〃	24.6	149.8	〃	21.1	128.4	〃	15.0	91.2	〃	4.7	28.6	〃	4.4	26.7
53	〃	24.1	146.2	〃	21.6	131.3	〃	15.3	93.3	〃	5.0	30.3	〃	4.3	26.2

資料：厚生省統計情報部「人口動態統計」
(注) 昭和15年以前及び昭和48年以降は沖縄県を含む。

第5表 国民医療費の推移

第5表 国民医療費の推移 （単位：億円，％）

	推計額							構成割合						
	35年度	40	45	49	50	51	52	35年度	40	45	49	50	51	52
医療費	4,095	11,224	24,962	53,786	64,779	76,684	85,686	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
公費負担分	451	1,471	2,822	7,276	8,471	9,781	11,357	11.0	13.1	11.3	13.5	13.1	12.8	13.3
生活保護法	364	750	1,680	3,519	4,210	4,875	5,315	8.9	6.7	6.7	6.5	6.5	6.4	6.2
結核予防法	48	432	540	784	819	840	793	1.2	3.8	2.2	1.5	1.3	1.1	0.9
精神衛生法	21	222	437	887	961	1,006	1,021	0.5	2.0	1.8	1.6	1.5	1.3	1.2
老人福祉法	・	・	・	1,760	2,127	2,635	3,103	・	・	・	3.3	3.3	3.4	3.6
その他	18	68	165	328	354	424	1,124	0.4	0.6	0.7	0.6	0.5	0.6	1.3
保険者等負担分	2,415	7,442	17,320	39,301	47,933	57,303	64,311	59.0	66.3	69.4	73.1	74.0	74.7	75.1
政府管掌健康保険	758	2,443	5,351	11,694	13,870	16,471	18,477	18.5	21.8	21.4	21.7	21.4	21.5	21.6
組合管掌健康保険	523	1,509	3,566	8,499	10,288	12,169	13,471	12.8	13.4	14.3	15.8	15.9	15.9	15.7
船員保険	25	72	133	310	372	433	476	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6
日雇労働者健康保険	68	194	406	427	530	617	670	1.7	1.7	1.6	0.8	0.8	0.8	0.8
国家公務員共済組合	219	230	429	920	1,143	1,335	1,456	5.3	2.0	1.7	1.7	1.8	1.7	1.7
公共企業体職員等共済組合	75	174	326	691	845	995	1,094	1.8	1.6	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
市町村職員共済組合	44	・	・	・	・	・	・	1.1	・	・	・	・	・	
地方公務員共済組合	・	526	1,057	2,354	2,974	3,477	3,846	・	4.7	4.2	4.4	4.6	4.5	4.5
私立学校教職員共済組合	8	30	74	186	240	285	328	0.2	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4
国民健康保険	598	2,015	5,357	13,077	16,280	19,711	22,420	14.6	18.0	21.5	24.3	25.1	25.7	26.2
労働者災害保険	87	230	549	1,009	1,167	1,488	1,676	2.1	2.0	2.2	1.9	1.8	1.9	2.0
その他	9	18	72	134	224	320	397	0.2	0.2	0.3	0.2	0.3	0.4	0.5
(再掲)被用者保険	1,721	5,178	11,342	25,081	30,262	35,783	39,818	42.0	46.1	45.4	46.6	46.7	46.7	46.5
被保険者	1,224	3,855	8,306	15,054	17,584	20,423	22,629	29.9	34.3	33.3	28.0	27.1	26.6	26.4
被扶養者	497	1,323	3,036	10,027	12,678	15,360	17,189	12.1	11.8	12.2	18.6	19.6	20.0	20.1
患者負担分	1,229	2,312	4,820	7,209	8,375	9,600	10,018	30.0	20.6	19.3	13.4	12.9	12.5	11.7
全額自費	214	189	645	1,285	1,726	1,808	1,862	5.2	1.7	2.6	2.4	2.7	2.4	2.2
公費又は保険の一部負担	1,015	2,123	4,174	5,924	6,649	7,793	8,156	24.8	18.9	16.7	11.0	10.3	10.2	9.5
医療費の対前年度比	1.13	1.20	1.20	1.36	1.20	1.18	1.12	・	・	・	・	・	・	・
国民所得中に占める医療費の割合 (％)	3.09	4.30	4.22	4.77	5.08	5.32	5.59	・	・	・	・	・	・	・

厚生省統計情報部調べ
（注） 医療費の範囲は次のとおりである。
1. 推計された医療費は傷病を直接の対象とした狭義の医療費であって予防のための費用，正常分べん費等は含まれていない。
2. 医療機関の減免措置や差額徴収分は含まれていない。患者又は保険者・国・地方公共団体が当該年度に支払うべき額によって推計を行った。

第6表 社会保障給付費の推移

第6表 社会保障給付費の推移 （単位：100万円）

	41年度	44	45	46	47	48	49	50	51	52
総額 (A)	1,866,968	2,873,159	3,523,909	3,967,036	4,893,693	6,115,229	8,890,000	11,681,367	14,482,699	16,858,303
医療保険	904,295	1,454,926	1,781,047	1,940,498	2,396,690	2,837,826	4,033,867	4,923,840	5,887,490	6,586,193
年金保険	197,979	359,725	476,638	590,634	759,924	1,076,984	1,923,269	2,904,886	4,082,528	5,099,053
失業保険及び労災保険	192,633	259,354	289,919	355,602	414,529	455,216	649,452	1,015,305	1,045,046	1,194,763
児童手当	—	—	—	6,517	42,177	74,989	106,025	144,454	169,008	169,491
生活保護	157,894	227,851	274,293	310,411	389,971	446,912	575,273	685,140	785,793	901,442
社会福祉	57,524	102,920	133,356	164,097	231,802	430,699	589,469	762,758	956,808	1,119,145
保健衛生	116,375	155,413	180,210	188,954	210,533	234,342	290,362	323,962	363,948	403,808
恩給	224,406	301,931	342,589	379,964	419,343	530,576	671,421	872,076	1,136,489	1,318,073
戦後処理	15,862	11,039	45,857	30,360	28,723	27,685	50,861	48,947	55,588	66,334
国民所得（億円） (B)	309,970	515,677	608,325	655,522	768,805	946,636	1,117,688	1,240,386	1,378,483	1,532,812
(A)/(B) (％)	6.0	5.6	5.8	6.1	6.4	6.5	8.0	9.4	10.5	11.0

厚生省企画室調べ
（注） 上表はＩＬＯ事務局による「社会保障費用」の給付費を制度別に組みかえたものである。
国民所得は，経済企画庁「新ＳＮＡ」

第7表 部門別社会保障給付費の推移

第７表　部門別社会保障給付費の推移

	部門	社会保障給付費（百万円）	対国民所得比（%）
昭和25年度 (1950)	医療	64,614	—
	その他	61,523	—
	計	126,137	—
昭和26年度 (1951)	医療	80,358	1.8
	その他	76,750	1.7
	計	157,108	3.5
昭和27年度 (1952)	医療	114,871	2.2
	その他	104,569	2.0
	計	219,440	4.2
昭和28年度 (1953)	医療	148,037	2.5
	その他	109,637	1.8
	計	257,674	4.3
昭和29年度 (1954)	医療	171,159	2.6
	その他	212,919	3.2
	計	384,079	5.8
昭和30年度 (1955)	医療	191,932	2.6
	その他	197,381	2.7
	計	389,314	5.3
昭和31年度 (1956)	医療	201,750	2.5
	その他	196,854	2.4
	計	398,604	4.9
昭和32年度 (1957)	医療	222,415	2.4
	その他	213,284	2.3
	計	435,701	4.7
昭和33年度 (1958)	医療	209,891	2.2
	その他	298,100	3.1
	計	507,992	5.3
昭和34年度 (1959)	医療	252,305	2.3
	その他	325,507	3.0
	計	577,813	5.2
昭和35年度 (1960)	医療	294,209	2.2
	その他	361,059	2.7
	計	655,268	4.9
昭和36年度 (1961)	医療	384,998	2.4
	その他	405,001	2.7
	計	789,998	5.0
昭和37年度 (1962)	医療	469,865	2.7
	その他	451,989	2.5
	計	921,855	5.2
昭和38年度 (1963)	医療	588,484	2.9
	その他	532,908	2.6
	計	1,121,393	5.4
昭和39年度 (1964)	医療	732,811	3.1
	年金	305,572	1.3
	その他	309,099	1.3
	計	1,347,482	5.8
昭和40年度 (1965)	医療	913,701	3.5
	年金	350,816	1.3
	その他	339,226	1.3
	計	1,603,743	6.1
昭和41年度 (1966)	医療	1,076,593	3.5
	年金	419,916	1.4
	その他	370,459	1.2
	計	1,866,968	6.0
昭和42年度 (1967)	医療	1,258,281	3.4
	年金	494,655	1.3
	その他	411,449	1.1
	計	2,164,386	5.8
昭和43年度 (1968)	医療	1,467,909	3.4
	年金	583,536	1.3
	その他	458,189	1.1
	計	2,509,635	5.8
昭和44年度 (1969)	医療	1,697,428	3.3
	年金	658,296	1.3
	その他	517,435	1.0
	計	2,873,159	5.6
昭和45年度 (1970)	医療	2,075,808	3.4
	年金	815,172	1.3
	その他	632,929	1.2
	計	3,523,909	5.8
昭和46年度 (1971)	医療	2,249,796	3.4
	年金	966,018	1.5
	その他	751,222	1.2
	計	3,967,036	6.1
昭和47年度 (1972)	医療	2,793,767	3.6
	年金	1,173,814	1.5
	その他	926,113	1.2
	計	4,893,693	6.4
昭和48年度 (1973)	医療	3,372,638	3.6
	年金	1,600,698	1.7
	その他	1,141,893	1.2
	計	6,115,229	6.5
昭和49年度 (1974)	医療	4,692,453	4.2
	年金	2,584,539	2.3
	その他	1,613,007	1.4
	計	8,890,000	8.0
昭和50年度 (1975)	医療	5,688,083	4.6
	年金	3,763,875	3.0
	その他	2,229,409	1.8
	計	11,681,367	9.4
昭和51年度 (1976)	医療	6,786,247	4.9
	年金	5,202,700	3.8
	その他	2,493,752	1.8
	計	14,482,699	10.5
昭和52年度 (1977)	医療	7,575,488	4.9
	年金	6,398,809	4.2
	その他	2,884,006	1.9
	計	16,858,303	11.0

資料　1.　社会保障給付費は，38年度までは労働省調べ，39年度以降は厚生省企画室調べ

2.　国民所得は，39年度以前は経済企画庁「国民所得統計年報（53年版）」，40年度以降は経済企画庁「新ＳＮＡ」

（注）「年金」部門には，恩給を含む。

「その他」部門とは，疾病保険の傷病手当金，出産手当金等の現金給付，失業保険，労災保険，公的扶助，児童手当等である。

第8表 社会保障給付費の国際比較

第８表　社会保障給付費の国際比較

国名	年次	部門別	実額	対国民所得比
イギリス（百万ポンド）	1974.4〜1975.3	医療	3,639	5.17
		年金	4,898	6.96
		その他	3,597	5.11
		計	12,134	17.23
フランス（百万フラン）	1975.1〜1975.12	医療	69,035	6.27
		年金	104,051	9.43
		その他	97,794	8.88
		計	270,880	24.60
スウェーデン（百万クローナ）	1974.1〜1974.12	医療	14,919	7.75
		年金	20,950	10.88
		その他	23,730	12.33
		計	59,599	30.96
イタリア（百万リラ）	1971.1〜1971.12	医療	2,742,754	5.32
		年金	5,808,777	11.26
		その他	2,032,649	3.94
		計	10,584,180	20.52
西ドイツ（百万マルク）	1974.1〜1974.12	医療	57,318*	7.48*
		年金	95,755	12.49
		その他	39,982	5.22
		計	193,055	25.18
アメリカ（百万ドル）	1973.7〜1974.6	医療	36,615	3.33
		年金	80,514	7.32
		その他	36,502	3.32
		計	153,631	13.96

資料：ILO「The Cost of Social Security」，1974年については，イギリスは「Annual Abstract of Statistics」，フランスは「Le Budget Social de la Nation」，西ドイツは「Sozialbericht 1976」，スウェーデンは在東京スウェーデン大使館資料，アメリカは保健・教育・福祉省（DHEW）資料等に基づき，厚生省企画室推計

（注）1.「年金」部門には，恩給を含む。「その他」部門とは，疾病保険の傷病手当金，出産手当等の現金給付，失業保険，労災保険，公的扶助，児童手当等である。

2.　ILO資料では「年金」と「その他」とは必ずしも明確に区別できないが，ここでは個々の制度の性格を勘案して区分を試みた。

3.　＊印は医療以外の現物給付が含まれる。

第9表 国の予算における社会保障関係費

第9表 国の予算における社会保障関係費

（単位：100万円，%）

	47		48		49		50		51		52		53		54	
	当初予算額	対前年度比	当初予算額	対前年度比	当初予算額	対前年度比	当初予算額	対前年度比	当初予算額	対前年度比	当初予算額	対前年度比	当初予算額	対前年度比	当初予算額	対前年度比
一般会計予算	11,467,681	121.8	14,284,073	124.6	17,099,430	119.7	21,288,800	124.5	24,296,011	114.1	28,514,270	117.4	34,295,011	120.3	38,600,143	112.6
厚生省予算	1,597,456	123.0	2,093,002	131.0	2,868,294	137.0	3,906,729	136.2	4,739,190	121.3	5,625,758	118.7	6,707,688	119.2	7,554,088	112.6
社会保障関係費	1,642,240	122.1	2,115,412	128.8	2,891,854	136.7	3,928,154	135.8	4,807,631	122.4	5,691,998	118.4	6,781,070	119.1	7,626,569	112.5
生活保護費	310,045	123,9	355,548	114.7	443,015	124.6	534,747	120.7	633,168	118.4	722,698	114.1	838,271	116.0	922,257	110.0
社会福祉費	195,485	137.4	322,913	165.2	431,781	133.7	617,753	143.1	787,785	127.5	957,943	121.6	1,097,033	114.5	1,231,843	112.3
社会保険費	848,233	120.8	1,119,903	132.0	1,659,649	148.2	2,327,687	140.3	2,836,859	121.9	3,406,237	120.1	4,157,375	122.1	4,708,724	113.3
保健衛生対策費	181,571	113.4	199,825	110.1	217,895	109.0	273,829	125.7	296,161	108.2	324,310	109.5	360,368	111.1	386,555	107.3
失業対策費	106,906	118.9	117,223	109.7	139,514	119.0	174,138	124.8	253,658	145.7	280,809	110.7	328,023	116.8	377,189	115.0

厚生省会計課調べ

第10表 厚生省所管一般会計歳出予算額(当初予算額)の推移

第10表 厚生省所管一般会計 歳出予算額（当初予算額）の推移

（単位：100万円）

	47	48	49	50	51	52	53	54
生活保護費	310,045	355,548	443,015	534,747	633,168	722,698	838,271	922,257
社会福祉費	195,480	322,913	431,781	617,753	787,785	957,943	1,097,033	1,231,843
児童保護費	116,363	144,147	188,555	271,080	331,117	386,961	421,308	455,205
特別児童扶養手当等給付諸費	1,028	2,158	4,612	12,244	30,232	38,204	44,593	51,232
老人福祉費	38,996	119,954	159,330	221,405	276,976	346,127	396,645	429,962
身体障害者保護費	5,451	8,347	10,922	15,666	19,256	22,493	26,797	32,063
婦人保護費	797	882	1,056	1,394	1,593	1,804	1,996	2,082
社会福祉諸費	5,496	7,012	9,192	12,339	15,163	17,641	19,900	22,673
社会福祉施設整備費	18,111	27,611	38,936	52,952	62,249	71,646	90,734	116,752
母子福祉費	1,227	1,420	1,530	1,630	2,000	2,350	2,900	3,300
児童扶養手当給付諸費	6,284	9,683	15,682	26,453	46,261	67,303	87,667	112,060
国立更生援護機関	1,728	1,699	1,966	2,590	2,938	3,415	4,494	6,513
社会保険費	838,349	1,110,537	1,651,400	2,316,371	2,822,371	3,384,597	4,119,593	4,665,652
社会保険国庫負担金	109,202	172,959	301,384	420,155	553,607	733,350	914,893	1,034,356
健康保険組合補助	2,212	2,376	2,644	3,049	3,263	3,791	4,420	4,934
厚生年金基金等助成費	196	286	576	933	1,326	2,037	2,949	4,115
国民健康保険助成費	489,160	567,693	790,044	1,062,076	1,287,519	1,470,429	1,721,130	1,951,429
国民年金国庫負担金	221,121	332,079	508,418	764,691	901,201	1,102,956	1,403,286	1,593,230
農業者年金実施費	280	339	416	457	516	558	649	711
児童手当国庫負担金	16,178	34,805	47,919	65,010	74,939	71,477	72,267	76,877
保健衛生対策費	181,242	199,549	217,478	273,373	295,651	323,662	359,379	385,530
結核医療費	53,936	54,896	63,226	66,541	62,823	60,594	63,054	60,102
精神衛生費	50,894	52,929	66,685	84,919	85,748	79,055	84,429	89,261
原爆障害対策費	11,448	13,324	15,502	24,025	35,216	42,647	52,355	64,757
保健衛生諸費	19,158	21,380	24,723	30,528	38,494	46,184	57,697	62,392
保健衛生施設整備費	1,802	2,039	2,672	3,849	4,250	5,578	7,842	10,036
国立病院経営諸費	34,776	44,338	31,487	46,730	50,076	68,453	70,292	73,403
国立らい療養所費	7,517	8,709	10,978	14,081	15,998	17,852	20,142	21,891
検疫所費	1,711	1,934	2,206	2,700	3,046	3,298	3,567	3,688
科学技術振興費	4,874	6,700	8,475	12,327	15,233	14,909	16,076	18,344
遺族及び留守家族等援護費	30,205	41,048	50,589	65,172	81,382	95,984	110,704	130,974
生活環境施設整備費	22,678	38,990	44,107	57,392	70,576	89,355	125,938	156,928
経済協力費	1,263	1,390	1,611	2,494	3,018	3,170	3,635	3,051
その他	13,319	16,326	19,838	27,100	30,005	33,441	37,059	39,508
厚生省所管一般会計予算総額	1,597,456	2,093,002	2,868,294	3,906,729	4,739,190	5,625,758	6,707,688	7,554,088
一般会計予算総額	11,467,681	14,284,073	17,099,430	21,288,800	24,296,011	28,514,270	34,295,011	38,600,143

厚生省会計課調べ

（注） 四捨五入のため内訳の合計が予算総額に合わない場合もある。

第11表 最近成立した厚生省関係法律

第11表 最近成立した厚生省関係法律

第87回国会 53.12.22～54.6.14

法律番号	公布年月日	法律名	内容
19	54.4.11	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律	1. 法律の目的の改正 目的規定に，経営の健全化及び営業の振興を図ること並びに消費者の利益に資することを明示した。 2. 過度の競争等に対する措置 適正化規程，特殊契約，組合協約について，所要の規定を整備することとした。 3. 環境衛生同業小組合 環境衛生同業組合の行う共同経済事業の効率的な実施を図るために，環境衛生同業小組合を設けることができることとした。 4. 環境衛生関係営業の振興 環境衛生関係営業の振興を図るとともに，公衆衛生の向上及び増進を図り，消費者の利益に資することを内容とした振興指針を厚生大臣が定めることができることとするとともに，振興指針の内容の実施は，環境衛生同業組合等が振興計画を作成して行うこととした。 5. 経営指導体制の整備 (1) 都道府県環境衛生営業指導センター 都道府県知事は，環境衛生関係営業の経営の健全化，衛生水準の向上，消費者の利益の擁護を図ることを目的として設立された財団法人を，環境衛生関係営業の衛生水準の向上，経営の健全化のための相談・指導，利用者・消費者の苦情処理等を行う都道府県環境衛生営業センターとして指定することができることとした。 (2) 全国環境衛生営業指導センター

法律番号	公布年月日	法律名	内容
			厚生大臣は，都道府県環境衛生営業指導センター及び環境衛生同業組合連合会の健全な発達を図るとともに環境衛生関係営業全般の健全な発達を図ることを目的として設立された財団法人を，環境衛生関係営業全般に関する情報・資料の収集・提供，標準営業約款の作成等を行う全国環境衛生営業指導センターとして指定することができることとした。 (3) 助成 国は，都道府県環境衛生営業指導センターに助成する都道府県及び全国環境衛生営業指導センターに対し，その要する経費の一部を補助することができることとした。 6. 標準営業約款 (1) 約款の策定 全国環境衛生営業指導センターは，厚生大臣の許可を受けて，役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項，施設又は設備の表示の適正化に関する事項等を内容とする標準営業約款を定めることができることとした。 (2) 約款の実施 都道府県環境衛生営業指導センターは，標準営業約款に従って営業を行おうとする者について登録を行うことができることとした。
28	54. 5. 8	厚生省設置法の一部を改正する法律	厚生省の附属機関として国立身体障害者リハビリテーションセンターを設置し，国立身体障害者更生指導所及び国立ろうあ者更生指導所を廃止することとした。
29	54. 5. 8	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律	1. 戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正 (1) 障害年金，遺族年金等の額を引き上げた。 (2) 再婚解消妻制度の適用範囲を拡大した。 2. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の改正 (1) 50年4月1日から54年3月31日までの間に，公務扶助料，遺族年金等の受給権者がいなくなった遺族に特別弔慰金を支給することとした。 (2) 旧陸海軍部内の判任文官であった戦没者等に係る公務扶助料の受給権者が54年3月31日までにいなくなった遺族に特別弔慰金を支給することとした。 3. 未帰還者留守家族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別弔慰金支給法について留守家族手当の引上げ及び支給対象範囲の拡大を行った。
36	54. 5.29	国民年金法等の一部を改正する法律	1. 国民年金法の一部改正 福祉年金及び5年年金について年金額の引上げを行うとともに，54年度において53年度の消費者物価上昇率が5％を超えない場合であっても特例として拠出年金の年金額の改定措置を講ずることとした。 2. 厚生年金保険法の一部改正 被保険者に支給する老齢年金及び通算老齢年金の支給制限の緩和，寡婦加算額の引上げを行うとともに，54年度において，53年度の消費者物価上昇率が5％を超えない場合であっても特例として年金額の改定措置を講ずることとした。 3. 船員保険法の一部改正 船員保険法の年金部門について2に準じ所要の改正を行った。 4. 児童扶養手当法の一部改正 児童扶養手当の支給額の引上げを行うこととした。 5. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正 特別児童扶養手当及び福祉手当の支給額の引上げを行うこととした。 6. 児童手当法の一部改正 低所得者に対する児童手当の支給額の引上げを行うこととした。
37	54. 5.29	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律	原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により原子爆弾の傷害作用に起因する負傷又は疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者等に支給する特別手当，健康管理手当及び保険手当の額の引上げを行うこととした。
40	54. 6. 8	雇用保険法等の一部を改正する法律	船員保険法の一部改正 1. 失業保険金の職業補導延長給付の充実 (1) 失業保険金の受給者が海運局長又は公共職業安定所長の指示した職業の補導を受けるために待期している場合には，その待期している期間（一定の期間に限る。）について，所定給付日数を超えて失業保険金を支給することができることとした。 (2) 海運局長又は公共職業安定所長の指示した職業の補導を受ける者のうち，一定の基準に照らして職業の補導を受け終わってもなお就職が困難な者であると認められるものについては，その職業の補導の修了後の一定の期間について一定の日数を限度として，所定給付

法律番号	公布年月日	法律名	内容
			日数を超えて失業保険金を支給することができることとした。 2. 失業保険の保険料率の改定 失業保険金の支給を受けることのできる被保険者に係る保険料率を改定することとした。
42	54. 6. 9	農業者年金基金法の一部を改正する法律	1. 年金給付の額の自動的改定措置の改定等 (1) 国民年金法による年金の給付の額につき自動的改定措置が講ぜられる場合には，農業者年金の年金給付の額についてもこれに準じて改定することとした。 (2) 54年度において，53年度の消費者物価上昇率が5％を超えない場合であっても特例として年金給付の額の改定措置を講ずることとした。 2. 後継者の加入の救済措置 加入期間を逸し加入できなくなっている後継者について，54年7月1日から同年12月31日までの間に農業者年金基金に申し出て被保険者になることができるようにするとともに，加入期限以後の期間1月につき3,600円を昭和55年12月31日までに納付できるようにした。

第88回国会　54. 8. 30～54. 9. 7

法律番号	公布年月日	法律名	内容
55	54. 10. 1	医薬品副作用被害救済基金法	1. 目　的 医薬品副作用被害救済基金は，医薬品の副作用による疾病，廃疾又は死亡に関して，医療費，障害年金，遺族年金等の給付を行うこと等により，医薬品の副作用による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とす

法律番号	公布年月日	法律名	内容
			るものとすることとした。 2. 設　立 基金は，民間が発起し，厚生大臣の認可を受けて，一を限り設立させるものとすることとした。 3. 基金の業務 基金は，次の業務を行うこととした。 (1) 医薬品の副作用による疾病，廃疾又は死亡につき，医療費，医療手当，障害年金，障害児養育年金，遺族年金，遺族一時金及び葬祭料の給付を行うこと。 (2) 厚生大臣の承認を受けて，保健福祉事業を行うこと。 (3) 拠出金を徴収すること。 (4) (1)～(3)に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 4. 判　定 基金が救済給付を行うに当たり，医薬品と健康被害との因果関係等専門的判定を要すると認められる事項については基金の申出により厚生大臣が中央薬事審議会の意見を聴いて判定を行うこととした。 5. 拠出金の納付 医薬品の製造業者及び輸入販売業者は，各年度，基金に対し，拠出金の納付をしなければならないこととした。 6. 業務の特例 既に発生している健康被害について，その救済を円滑に行うことが特に必要であると認められる場合には，基金は厚生大臣の承認を受けて，当分の間，健康被害の救済のための給付を行う者に対する資金の貸付等の業務を行うことができること

法律番号	公布年月日	法律名	内容
			とした。 7. その他 一定の場合における基金に対する政府の補助その他基金に対する監督命令等所要の規定を設けることとした。
56	54. 10. 1	薬事法の一部を改正する法律	1. 法律の目的の改正 目的規定に，「医薬品等の品質，有効性及び安全性を確保する」旨を明示することとした。 2. 医薬品等の製造又は輸入の承認 日本薬局方に収められている医薬品についても原則として，その製造・輸入を厚生大臣の承認に係らしめることとし，承認拒否事由を明示すること等医薬品等の承認に関する規定を整備することとした。 3. 新医薬品等の再審査 既に承認されている医薬品と有効成分等が明らかに異なる医薬品については，承認を受けてから原則として6年後に，厚生大臣の再審査を受けなければならないこととするとともに，この間，当該医薬品の使用の成績等に関する調査を行いその結果を厚生大臣に報告しなければならないこととした。 4. 医薬品の再評価 厚生大臣が中央薬事審議会の意見を聴いて公示した医薬品については，厚生大臣の再評価を受けなければならないこととした。 5. 薬局開設者等の遵守事項 厚生大臣は，薬局等における医薬品の試験検査の実施方法その他薬局開設者，医薬品の製造業者，一般販売業者等がその業務に関し，遵守すべき事項を厚生省令で定めることが

法律番号	公布年月日	法　律　名	内　容
			できることとした。 6. 医薬品等に関する表示 医薬品等の使用の期限の表示，一定の成分を含有する化粧品及び医薬部外品の成分の表示等医薬品等の表示に関し所要の規制を行うこととした。 7. 監　督 医薬品等による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために，必要な場合に厚生大臣が応急の措置を採るべきことを命ずることができることとするとともに，承認の取消し回収等の規定を整備することとした。 8. 情報の提供等 医薬品又は医療用具の製造業者，卸売一般販売業者等は，薬局，病院等の開設者又は医師，薬剤師等の医薬関係者に対し，医薬品又は医療用具の有効性及び安全性等に関し，必要な情報の提供に努めるものとするとともに，薬局開設者等は製造業者等が行う情報の収集に協力するよう努めるものとした。 9. 治験の取扱い 治験計画の事前の届出，治験依頼の遵守基準，厚生大臣が治験の依頼者に対して行う指示等について所要の規定を整備することとした。 10. 動物用医薬品の使用の規制 一定の動物用医薬品について，食用に供される肉，乳等への残留を防止する観点から使用できる対象動物，使用の時期等につき，所要の規制を行うこととした。 11. その他 承認手数料の徴収，罰金の額の引上げその他所要の規定の整備を行うこととした。

第12表 厚生省の関係する主要国際機関

第12表　厚生省の関係する主要国際機関

(1) 国　際　連　合

- 総会
  - 事務局
  - 経済社会理事会（ECOSOC）
    - 社会開発委員会
    - 人口委員会
    - 麻薬委員会
    - 統計委員会
    - 人権委員会
    - 婦人の地位委員会

(2) 国際連合専門機関

- 世界保健機関（WHO）──総会──執行理事会──本部事務局──地域事務局
  - 西太平洋地域委員会
  - FAO/WHO合同食品規格委員会
- 国連食糧農業機関（FAO）
- 国際労働機関（ILO）

(3) その他の国際連合関係機関

- アジア太平洋地域経済社会委員会（ESCAP）
- 国連開発計画（UNDP）
- 国連人口活動基金（UNFPA）
- 国連環境計画（UNEP）
- 国際麻薬統制委員会（INCB）
- 国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）
- 国際連合児童基金（UNICEF）
- 国連人間居住会議（HABITAT）
- 世界食糧理事会（WFCL）

(4) その他の政府間機関

- 赤十字国際委員会（ICRC）
- 経済協力開発機構（OECD）──理事会
  - 執行委員会
    - 開発援助委員会（DAC）
    - 労働力社会問題委員会
    - 消費者政策委員会
    - 科学技術政策委員会
    - 環境委員会
- 関税及び貿易に関する一般協定（GATT）
- コロンボプラン──協議委員会──審議会──事務局

(5) 非政府間機関

- 赤十字社連盟（LRCS）
- 国際社会福祉協議会（ICSW）
- 国際児童福祉連合（IUCW）
- 国際社会保障協会（ISSA）

第13表 厚生省の機構及び所掌事

第13表　厚生省の機構及び所掌事務（54年10月1日現在）

1　厚　生　省　機　構

厚生省機構図

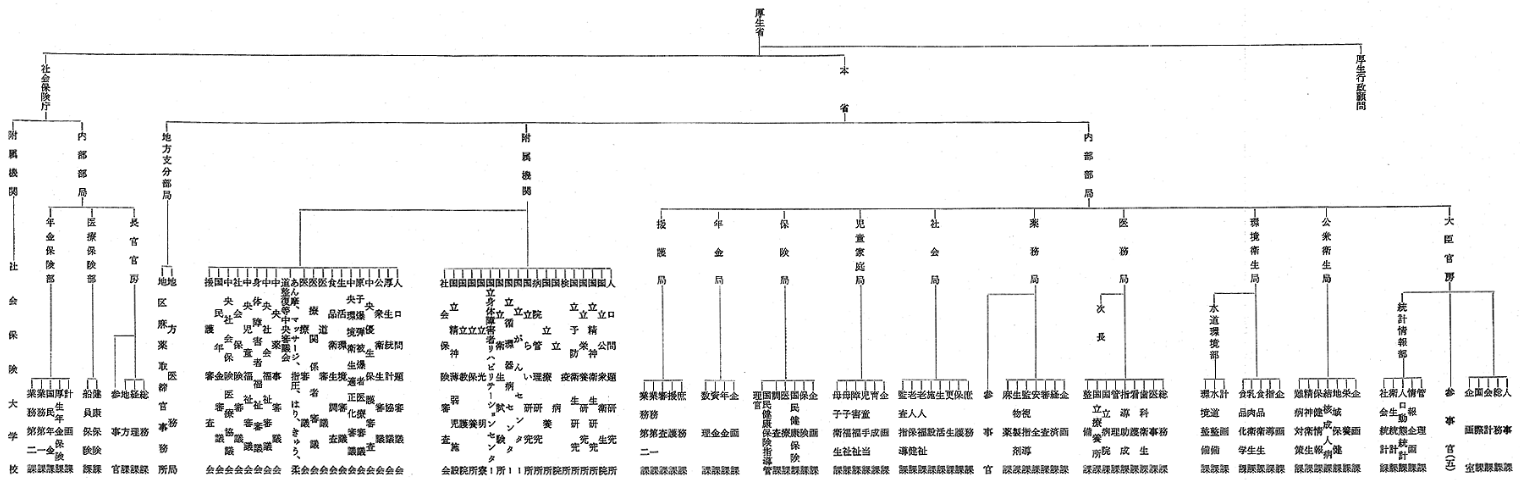

2　所　　掌　　事　　務（内部部局のみ）

(注) 次に掲げた各部局課等の所掌事務，所管の法律は，いずれも主なものである。

- 人　事　課──厚生省内部組織，職員の人事に関すること
- 総　務　課──厚生行政全般の総合調整，法令案その他の文書の審査に関すること
  - 広　報　室──厚生行政の広報に関すること
- 会　計　課──一般会計及び特別会計に関する経費及び収入の予算，決算及び会計に関すること
  - 福利厚生室──職員の保健，共済組合，退職者についての恩給及び賞賜に関すること
- 国　際　課──[illegible]

大臣官房

- （……課）―…所管行政に係る国際協力に関する総合的調整，総括，世界保健機関その他国際機関等に関すること，海外に対する広報事務及び職員の海外派遣に関すること
- 企画室―厚生行政の企画，社会保障制度の総合調査及び研究，厚生行政年次報告書の作成，厚生科学研究補助金，人口問題研究所，人口問題審議会及び社会保障研究所に関すること
- 参事官（5）―大臣官房の所掌事務のうち重要事項に係るものに参画すること
- 統計情報部
  - 管理課―厚生行政に必要な統計に関し，総合的企画及び解析並びに連絡調整，資料の刊行，収集及び保管並びに普及指導，厚生統計協議会等に関すること
  - 情報企画課―厚生省の所管行政に関する一般的な資料その他の情報の処理に関し，企画，実施，連絡調整，所管行政に必要な統計の機械集計を行うこと
  - 人口動態統計課―人口動態に関する統計調査に関し，企画，実施，製表，解析及び資料の編さんを行うこと
  - 衛生統計課―衛生に関する統計調査に関し，企画，実施，連絡調整，製表解析及び資料の編さんを行うこと
  - 社会統計課―社会福祉及び社会保険に関する統計調査に関し，企画，実施，連絡調整，製表，解析及び資料の編さんを行うこと

公衆衛生局

- 企画課―（法律……原子爆弾被爆者の医療等に関する法律，原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律）公衆衛生行政の総合的企画，調査及び調整，放射線障害の調査，研究及び予防並びに精神衛生事務，結核予防事務の監査，国立公衆衛生院，国立予防衛生研究所及び公衆衛生審議会に関すること
- 栄養課―（法律……栄養改善法，栄養士法，調理師法）食生活の指導，国民の栄養状態の調査及び国立栄養研究所に関すること
- 地域保健課―（法律……保健所法，公衆衛生修学資金貸与法）地域住民の保健衛生の向上並びに保健所，公衆衛生修学資金の運営及び衛生教育の普及向上，医療社会事業一般に関すること
- 結核成人病課―（法律……結核予防法，らい予防法）結核及びらい並びにがん等成人病の予防に関すること
- 保健情報課―（法律……伝染病予防法，検疫法，外国軍用艦船等に関する検疫法特例，予防接種法，性病予防法，寄生虫病予防法，トラホーム予防法）伝染病の予防，トラホーム及び近視の予防並びに地方病の予防に関すること
  - 検疫所管理室―港及び飛行場の検疫並びに検疫所に関すること
- 精神衛生課―（法律……精神衛生法，優生保護法）精神衛生及び優生保護に関すること，国立精神衛生研究所及び中央優生保護審査会に関すること
- 難病対策課―難病に関する情報の収集及び調査研究その他の対策に関すること

環境衛生局

- 企画課―（法律……建築物における衛生的環境の確保に関する法律，有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律，墓地，埋葬等に関する法律）環境衛生行政の総合的企画，調整，環境衛生関係法規の総括，環境衛生金融公庫，生活環境審議会に関すること
  - 家庭用品安全対策室―家庭用品に含有される有害物質の調査研究及び含有量等の基準の設定に関すること
- 指導課―（法律……環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律，興行場法，旅館業法，公衆浴場法，理容師法，美容師法，クリーニング業法）環境衛生関係営業の経営の改善に関する調査，指導，公衆浴場の料金の統制，多衆集合する場所の衛生，中央環境衛生適正化審議会に関すること
- 食品衛生課―（法律……食品衛生法，製菓衛生師法）食品等の衛生に関する規格及び基準，食品衛生監視員並びに食品等の製品検査に関すること，食品衛生調査会に関すること
- 乳肉衛生課―（法律……と畜場法，へい獣処理場等に関する法律，狂犬病予防法）乳肉その他動物性食品の規格及び基準並びに製品検査その他衛生に関すること
- 食品化学課―添加物，容器包装，おもちゃ，洗浄剤の衛生に関する規格及び基準，添加物等の製品検査，農薬による危害の防止等に関すること
- 水道環境部
  - 計画課―水道環境部の行政に関する総合的企画，調整，水道用水の供給及び廃棄物の処理方式に関し，調査，企画，水道及び廃棄物処理施設の整備に関する計画の立案，水資源開発公団の監督
  - 水道整備課―（法律……水道法）水道の布設と維持管理に関する指導監督，水道に関する調査研究，井戸水その他水の衛生に関すること
  - 環境整備課―（法律……廃棄物の処理及び清掃に関する法律，下水道法，下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法）廃棄物処理施設の設置及びその維持管理に関する指導監督，廃棄物処理施設に関する調査研究，下水道の終末処理場の維持管理並びにねずみ，こん虫等の駆除に関すること

医務局
次長

- 総務課―（法律……医療法，角膜移植に関する法律，医療金融公庫法）医務行政の総合的企画及び調整，医療制度の調査研究その他医療の普及向上，医療関係法規の総括，医療に関する調査及び情報処理の体制の整備に関すること，医療審議会，医道審議会に関すること
  - 医療システム開発調査室―医療情報システム及びこれに関連する機器の開発に関する企画及び調査研究
- 医事課―（法律……医師法，診療放射線技師及び診療エックス線技師法，臨床検査技師，衛生検査技師等に関する法律，理学療法士及び作業療法士法，視能訓練士法，あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師等に関する法律，柔道整復師法，死体解剖保存法）医師の試験及び免許，医療局所管の国家試験実施事務の総括に関すること，医療関係者審議会，あん摩等中央審議会（（旧）あん摩，マッサージ，指圧，はり，きゅう，柔道整復等中央審議会）に関すること
  - 試験免許室―医師，診療放射線技師，診療エックス線技師，臨床検査技師，衛生検査技師，理学療法士，作業療法士及び視能訓練士の試験及び免許（診療エックス線技師免許を除く。）に関すること
- 歯科衛生課―（法律……歯科医師法，歯科衛生士法，歯科技工法）法律の施行に関すること
- 看護課―（法律……保健婦助産婦看護婦法）法律の施行に関すること
  - 看護研修研究センター―看護婦養成所及び准看護婦養成所の教員の養成並びにこれに関する調査研究に関すること
- 指導助成課―医療機関の整備改善，医療監視員，医療機関の経営管理の改善に関する企画，指導及び奨励，医療機関の経営管理に関する調査及び診断並びに病院管理研究所に関すること
- 管理課―国立病院特別会計の予算，決算及び会計並びに地方医務局に関すること
- 国立病院課―国立病院，国立がんセンター及び国立循環器病センターの業務を指導監督すること
- 国立療養所課―国立療養所の業務の指導監督並びに国立らい研究所に関すること
- 整備課―国立病院，国立療養所，国立がんセンター及び国立循環器病センターに必要な物資，建物等の営繕に関すること

薬務局

- 企画課―（法律……薬事法，薬剤師法）薬務局の行政に関し総合的企画及び調整を行うこと，国立衛生試験所及び中央薬事審議会に関すること
  - 医薬品副作用被害対策室―医薬品副作用被害救済基金の指導監督及び医薬品，医薬部外品，化粧品又は医療用具の有害な作用による健康被害の対策に関すること
- 経済課―（法律……会社経理応急措置法，企業再建整備法，中小企業等協同組合法，外資に関する法律，企業合理化促進法，中小企業団体の組織に関する法律，小売商業調整特別措置法，中小企業近代化促進法，輸出入取引法）医薬品等の生産，貿易等に関する企画，調査及び調整並びに医薬品等の価格及び生産に必要な資材に関すること
- 審査課―（法律……医療用具等に関する工業標準化法，医薬品等に関する輸出検査法）医薬品・医薬部外品・化粧品・医療用具の生産の技術上の指導監督・製造業及び輸入販売業の許可・製造及び輸入の承認
- 安全課―（法律……毒物及び劇物取締法，特定工場における公害防止組織の整備に関する法律，化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）医薬品・医薬部外品・化粧品・医療用具の基準及び効能・効果・性能・安全性に関する調査を行うこと，日本薬局方に関すること
- 監視指導課―不良医薬品等の取締に関すること，医薬品等の広告に関し指導監督を行うこと，医薬品等の検査及び検定に関すること，薬事監視員及び毒物劇物監視員に関すること
- 生物製剤課―（法律……採血及び供血あっせん業取締法）生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の生産に関する技術上の指導監督，生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の製造業及び輸入販売業の許可並びに製造及び輸入の承認，生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の基準及び検定に関すること，生物学的製剤の配給に関すること
- 麻薬課―（法律……麻薬取締法，大麻取締法，あへん法，覚せい剤取締法）麻薬，大麻及びあへんの調査及び統計に関すること，あへん特別会計の予算，決算及び会計に関すること，麻薬取締官事務所に関すること
- 参事官―薬務局の所掌事務のうち技術に関する重要事項に係るものに参画すること

社会局

- 庶務課―（法律……社会福祉事業法，民生委員法，日本赤十字社法）社会福祉法人に関する認可，福祉事務所の運営に関する指導監督，社会福祉事業一般に関する調査研究を行うこと，中央社会福祉審議会に関すること
- 保護課―（法律……生活保護法）保護を要する者の保護及び調査に関すること
- 更生課―（法律……身体障害者福祉法）身体障害者の保護更生，身体障害者に対する援護及び職業補導並びに結核回復者の後保護，福祉手当，身体障害者福祉審議会に関すること，国立身体障害者リハビリテーションセンター，国立光明寮及び国立保養所に関すること
  - 国立身体障害者リハビリテーションセンター整備室―国立身体障害者リハビリテーションセンターの整備に関すること
- 生活課―（法律……消費生活協同組合法，公益質屋法，売春防止法，消費生活協同組合資金貸付に関する法律）第二種公営住宅，婦人の保護更生，同和事業，不良環境地区改善事業及び授産事業に関すること
- 施設課―（法律……社会福祉事業振興会法，社会福祉施設職員退職手当共済法，災害救助法）保護施設の設備及び運営に関する指導監督助成，社会福祉施設に関する調整，救済援護に必要な物資に関すること
- 老人福祉課―（法律……老人福祉法）老人の福祉の向上のための調査，企画に関すること
- 老人保健課―老人の保健の向上のための調査，企画，老人の健康診査，医療費の支給，老人の機能回復訓練に関すること
- 監査指導課―生活保護法の施行に関し，都道府県知事及び市町村長が行う事務の監査指導，身体障害者福祉法，老人福祉法による収容措置，老人医療費の支給に関し都道府県知事及び市町村長が行う事務の監査指導，特別児童扶養手当等の支給に関する法律による福祉手当の支給に関し，都道府県知事及び市町村長が行う事務の監査指導

児童家庭局

- 企画課―（法律……児童福祉法，児童扶養手当法，特別児童扶養手当法）児童及び母性の福祉に関する総合的企画，児童福祉思想の普及向上，児童相談所，児童及び妊産婦等の調査に関すること，中央児童福祉審議会に関すること
  - 児童福祉監査指導室―児童扶養手当法による児童扶養手当及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関し，都道府県知事及び市町村長が行う事務についての監査及びこれに伴う指導に関すること（児童福祉法による措置費の支弁（補装具及び結核児童の療育に関することを除く。）並びに精神薄弱者福祉法第16条第1項第2号の措置に関し，都道府県知事及び市町村長が行う事務についての監査及びこれに伴う指導に関すること。）
- 育成課―（法律……こどもの国協会法）児童の不良化防止，虐待防止，里親の指導，児童の心身の育成発達の指導，児童厚生施設等の指導監督，助成，こどもの国協会の監督等に関すること，国立教護院及びこれに附置された職員養成所に関すること
- 児童手当課―（法律……児童手当法）法律の施行（社会保険庁の所掌事務を除く。）及び厚生保険特別会計児童手当勘定の予算，決算及び会計に関すること
- 障害福祉課―（法律……精神薄弱者福祉法）精神薄弱児，身体障害児及び重症心身障害児の療育並びに関係施設の指導監督，助成，国立精神薄弱児施設に関すること
- 母子福祉課―母子及び寡婦の福祉の向上，乳児幼児の保育，保育所，母子寮，保母等に関すること
- 母子衛生課―（法律……母子保健法）妊産婦，乳幼児に特殊な疾病の予防及び栄養の改善，家族計画，助産施設，乳児院，虚弱児施設等に関すること

保険局

- 企画課―（法律……社会保険審査官及び社会保険審査会法，社会保険審議会及び社会保険医療協議会法，船員保険法）医療保険制度に関する総合的企画調整及び調査研究，船員保険に関する企画及び立案並びに社会保険審査官，社会保険審査会及び社会保険審議会に関すること
- 保険課―（法律……健康保険法，日雇労働者健康保険法，社会保険診療報酬支払基金法）健康保険及び日雇労働者健康保険に関する企画及び立案，健康保険組合及び健康保険組合連合会に対する指導監督及び助成並びに社会保険診療報酬支払基金の指導監督に関すること
- 国民健康保険課―（法律……国民健康保険法，国民健康保険再建整備資金貸付法）国民健康保険に関し，企画立案を行うこと，国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会に対する助成に関すること
- 医療課―健康保険，船員保険，日雇労働者健康保険及び国民健康保険の医療に関する監督，保険医療機関，保険薬局，保険医，保険薬剤師その他医療保険事業の療養担当者の指導監督並びに社会保険診療報酬の事務に関すること，中央社会保険医療協議会に関すること
- 調査課―健康保険，日雇労働者健康保険，船員保険及び国民健康保険の数理並びに健康保険組合管掌健康保険及び国民健康保険の統計並びに医療保険制度の調整のための統計数理的調査に関すること
- 国民健康保険指導管理官―国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会に対する指導監督に関すること

年金局

- 企画課―（法律……通算年金通則法）厚生省所管の年金制度の総合的企画，調整及び調査研究，厚生年金基金及び厚生年金基金連合会に対する指導監督及び助成並びに国民年金審議会に関すること
- 年金課―（法律……厚生年金保険法，国民年金法，石炭鉱業年金基金法）厚生年金保険及び国民年金に関する企画及び立案，石炭鉱業年金基金に関すること
- 資金課―（法律……年金福祉事業団法）年金福祉事業団の指導監督，厚生年金保険及び国民年金被保険者等の福祉施設整備についての助成及び調査研究に関すること
- 数理課―厚生年金保険及び国民年金の数理統計に関すること

援護局

- 庶務課―（法律……未帰還者留守家族等援護法，未帰還者に関する特別措置法，戦傷病者特別援護法）引揚援護，未帰還者などに関する総合的企画及び調整，引揚の援護，戦傷病者の援護並びに海外戦没者の遺骨の収集等，旧陸海軍関係者の叙位叙勲に関する調査に関すること
- 援護課―（法律……戦傷病者戦没者遺族等援護法，戦没者等の妻に対する特別給付金支給法，戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法，戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法，引揚者給付金等支給法等）戦傷病者，戦没者遺族等の援護に関し，調査及び企画並びに援護審査会に関すること
- 審査課―遺族年金，遺族給与金，弔慰金及び遺族一時金を受ける権利の裁定，遺族年金及び遺族給与金の受給権の調査に関すること
- 業務第一課―未帰還者等の状況調査及び身上資料の作成保管，死亡処理並びに旧陸海軍関係死亡者の遺骨及び遺留品の処理並びに旧陸軍関係の復員関係業務及び恩給請求書の進達に関すること
- 業務第二課―旧海軍関係の復員関係業務及び恩給請求書の進達に関すること

社会保険庁

- 長官官房
  - 総務課―（法律……社会保険労務士法）社会保険庁の内部組織及び人事所管行政の総合調整に関すること及び社会保険大学校に関すること
    - 職員厚生室―職員の服務，能率増進，厚生，保健及び職員団体に関すること
  - 経理課―一般会計並びに厚生保険特別会計（児童手当勘定を除く。）船員保険特別会計及び国民年金特別会計についての経費，収入の予算，決算及び会計及び児童手当法に基づく児童手当の拠出金の徴収に関すること
  - 地方課―厚生省所管の社会保険事業の実施に関し，職員の監察及び事務処理方法の改善の調査研究に関すること
  - 参事官―長官官房の所掌事務のうち重要事項に係るものに参画すること
- 医療保険部
  - 健康保険課―政府管掌健康保険事業及び日雇労働者健康保険事業を行うこと及び保健施設及び福祉施設に関すること
  - 船員保険課―船員保険事業を行うこと及び船員保険の福祉施設に関すること
- 年金保険部
  - 計画課―年金保険部の主管に属する事業の実施に関する事務処理に関し総合的企画，調査及び研究を行うこと
    - オンライン業務室―地方自治法附則第8条に規定する職員が行う地方自治法施行規程第69条第2号に規定する事務に係る電子情報処理組織の運行及び管理に関すること
  - 厚生年金保険課―厚生年金保険事業を行うこと及び厚生年金保険の福祉施設に関すること
  - 国民年金課―国民年金事業を行うこと及び国民年金の福祉施設に関すること
  - 業務第一課―厚生年金保険，国民年金及び船員保険の被保険者に関する記録の作成，整理及び保管，電子計算機の運行及び管理に関すること
    - 中央年金相談室―厚生年金保険の保険給付，国民年金の給付及び船員保険の保険給付（老齢，障害，脱退及び死亡に関するもの（葬祭料を除く。）に限る。）に関する相談に関すること
  - 業務第二課―厚生年金保険の保険給付（脱退手当金を除く。），国民年金の給付のうち老齢に関するもの（老齢福祉年金及び老齢特別給付金を除く。）並びに船員保険の保険給付のうち老齢，……

障害、疾病及び死亡に関するもの（葬祭料を除く。）を受ける権利の裁定及びこれらの
給付の支給に関すること

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare